

な事例を交えながら解説を行った。 ならない留意事項について具体的 経営者が対処しなければ



働き方改革に対応する 群馬県室内装飾事業(協)

かといった労働法の基礎知識につ 概要と事業者に求められる対応に 施行された「働き方改革関連法 いて触れた後、本年4月1日より な時間が労働時間に該当するか否 特定社会保険労務士の高橋貞範氏。 実施。講師はオフィス上州代表で 進支援センター」の事業を活用して に~」と題して講演会を開催した。 衛において「働き方改革関連法の ついて〜自社を防衛していくため 5月17日、 高橋氏は、はじめに、どのよう 本講演会は、「群馬働き方改革推 渋川市・塚越屋七兵

講師の話に熱心に聞き入る参加者

キャッシュレスについて学ぶ 群馬県美容業生活衛生(同

シュレスを望んでいる~」をテー において、有限会社アザミ代表取 専門学校「ASVライブホール 締役の阿左美義春氏を講師に迎え、 マとした講習会を開催した。 応~消費者は美容業界にもキャッ - 迫りくるキャッシュレスへの対 前橋市·群馬県美容

消費税率と軽減税率の

うことを踏まえ、政府がキャッシュ 今後訪日外国人が増加するであろ シュレス決済が普及していること、 阿左美氏は、世界各国でキャッ

率について」をテーマに講習会を おいて、「消費税引き上げと軽減税

日に前橋市・群馬県農協ビルに

6月6日、太田市・浜町勤労会館

群馬県電機(商)

対応を探る

明。美容業界においてもキャッシュ ことを強調した。 レス化への対応は避けて通れない レス決済を推進していることを説

支援事業を活用するよう助言した。 実際にシステムを導入する際には、 究を進めることを提案。併せて 能なQRコード決済システムの研 されるため、今のうちから導入可 方法が急速に拡大することが予想 さらに、QRコードによる決済



講習会には多くの参加者がつめかけた

消費税対策のポイントを解説

社中田計理事務所代表取締役・齋 代表·福田秀幸氏 藤仁志氏と福田公認会計士事務所 開催した。講師はそれぞれ有限会

10月1日から「適格請求書等保存 新聞の2種類であることを述べた。 約に基づき週2回以上発行される 算する「簡易課税制度」を紹介。 るといった基礎を確認。次に、 の増税と軽減税率制度が導入され 方式(インボイス制度)] 記載請求書等保存方式」、令和5年 **酒類を除く飲食料品と定期購読契** なし仕入率」を掛けて納税額を計 上で預かった消費税の一部に まず、本年10月1日から10% 本年10月1日から「区分 軽減税率の対象品目は、 が導入さ